令和４年度　滝川市営事業等調査審議会

～令和５年度から５年間における下水道使用料改定の必要性に関する検証～

第２回目

滝川市下水道事業会計

目　次

諮問について
　１．下水道事業の概要
　（１）滝川市下水道事業の概要
　（２）運営経費と建設収支の考え方
　（３）使用料の基本的考え方
　２．経営状況の説明
　（１）前回審議会以降の決算状況
　（２）前回改定の検証
　【参考】地域の景気動向等

第１回目（令和４年８月29日開催）

P.3・・・・・第１回審議会の振り返り
　　（１）前回改定に係る検証のまとめ
P.4・・・・・（２）【参考】地域の景気動向のまとめ

P.5・・・３．収支見通しに基づく使用料改定の検討
　　（１）将来的な事業環境
P.11・・・（２）基本的方針～経営戦略（公共下水道）より～
P.12・・・（３）収支見通しについて
P.14・・・（４）財政収支計画の概要

P.17・・・４．収支過不足の検証
　　（１）経営的判断によるもの
P.20・・・（２）今後の見通しを踏まえた経費回収率の検証

第２回目（令和４年９月28日開催）

第１回審議会の振り返り
（１）前回改定に係る検証のまとめ

①前回改定の使用料算定期間(平成30年度～令和４年度)において、使用料対象経費は賄える見込み
・上記期間の経費回収率は100％を確保出来る見込み（計画期間中において流動比率100％を到達）

②基本水量件数割合において、前回改定時点と大きな変化は見られない
・家事用の基本水量件数割合は令和３年度31.8％（平成28年度比+0.8％）
・業務用の基本水量件数割合は令和３年度57.3％（平成28年度比+4.0％）

③基本水量の引き下げによる減収分を基本使用水量超過料金の引き上げで補ったことから、
基本水量を超える契約は、業務用の16～18㎥を除き支払う料金が増額した
⇒使用料収入総額において改定の影響は大きな差額とならず、経営への影響はほぼ無い
・収入総額の維持を含めた改定が実現された

④他の市町と比較しても、平均以下の基本使用料金であり、超過水量料金設定も極端な高額設定
とはなっていない
・石狩川流域下水道接続団体（家事・福祉用7㎥、業務用15㎥で最低、20㎥は全て平均以下で下位）
・北海道35市（家事・福祉用7㎥、業務用15㎥で平均以下、20㎥は中盤辺りに位置）

（２）【参考】地域の景気動向のまとめ

〇北海道「最近の経済動向・令和４年７月号」（抜粋）

・生産動向：持ち直しの動きがみられるものの、供給制約の影響が強まっている

・需要動向　個人消費：一部に弱さが残るものの、感染症の影響が和らぐ中で全体として持ち直している

住宅建設：弱い動きがみられる（対前年比減少）

・企業倒産：倒産件数、負債総額ともに増加した（負債総額は６か月連続で前年を上回る）

・物価動向：消費者物価指数は前年を上回った（11ヶ月連続で前年を上回る）⇒物価高騰

〇第116回・北門しんきん中空知管内中小企業景気動向調査及び特別調査（抜粋）

・若干の業績改善がみられるものの、経営的にはマイナス判断
⇒現状の市中景況としては、依然として厳しい状況との景況判断

・コロナ長期化による需要急減より、エネルギー及びエネルギー以外の価格高騰に懸念

・エネルギー価格の上昇によって、収益への影響が「多少」以上の悪影響があるとの回答が、全体の89.6％

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（1）将来的な事業環境

①人口と有収水量の見込み

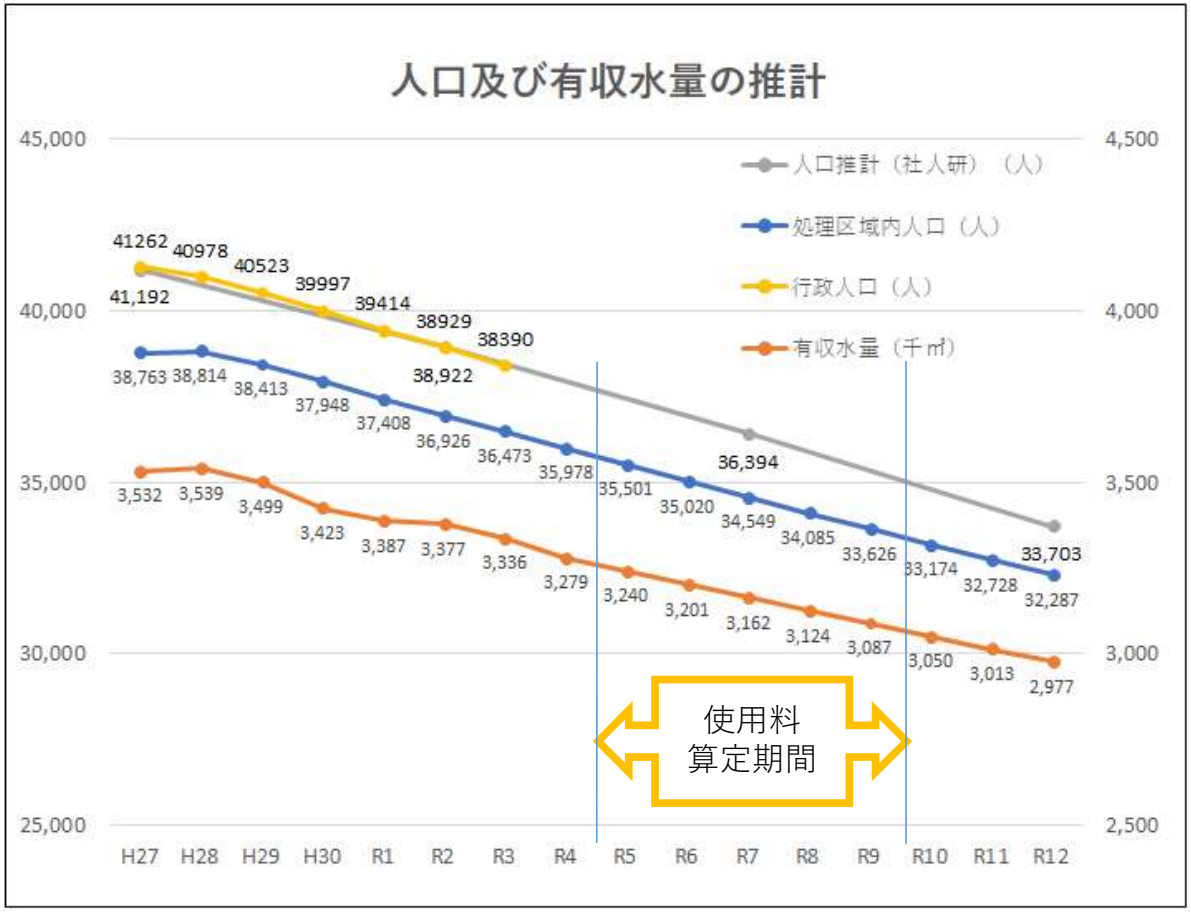

・人口の推移は、ほぼ社人研の推移に沿っている

・処理区域内人口も同様に推移するものと想定

有収水量の減少は避けられない

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（１）将来的な事業環境

②使用料の見通し

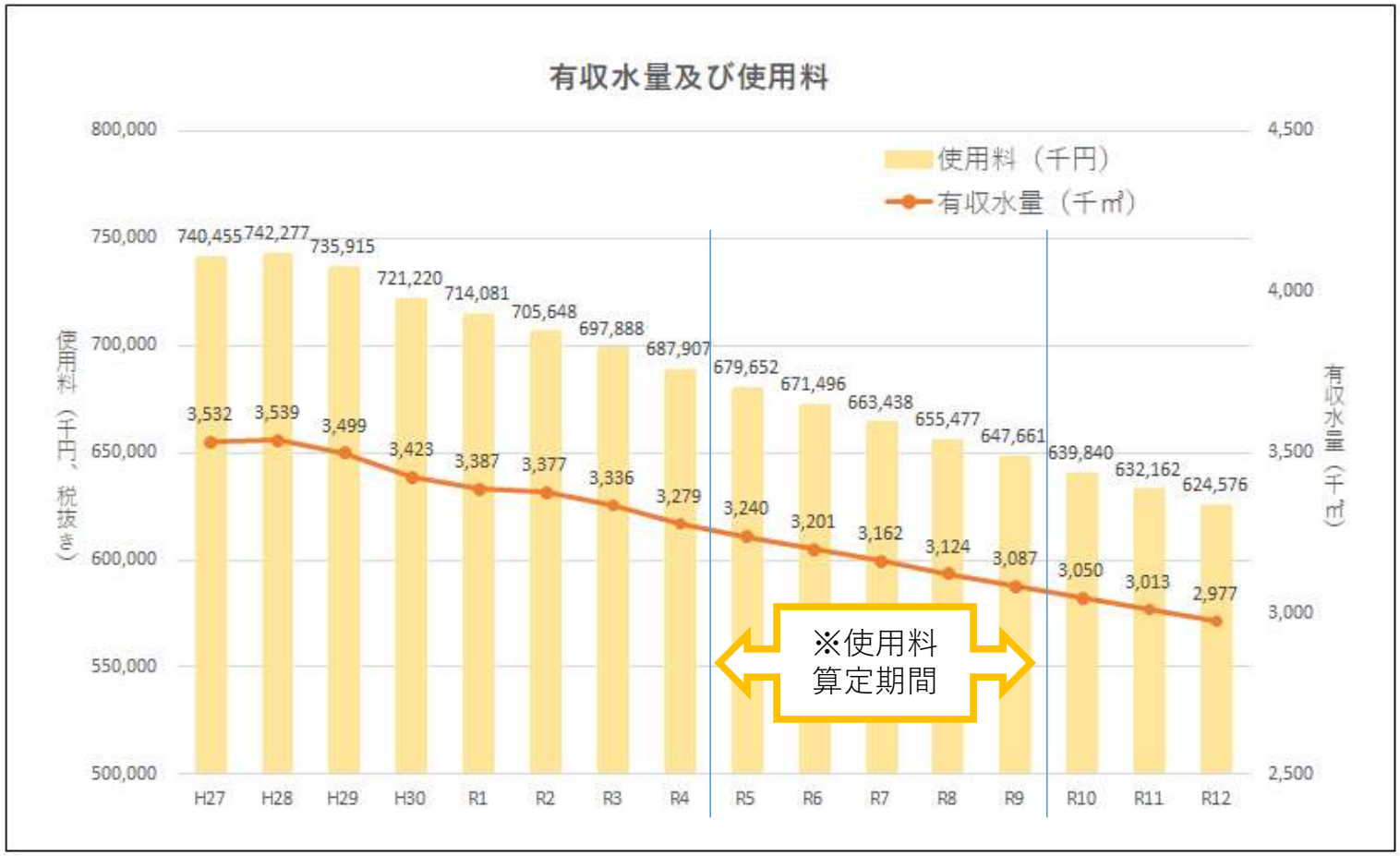

前頁のとおり人口減少に伴い、有収水量が減少

使用料収入は減少する

※5年間「１（３）③」参照

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（1）将来的な事業環境

③下水道施設の状況（管渠）

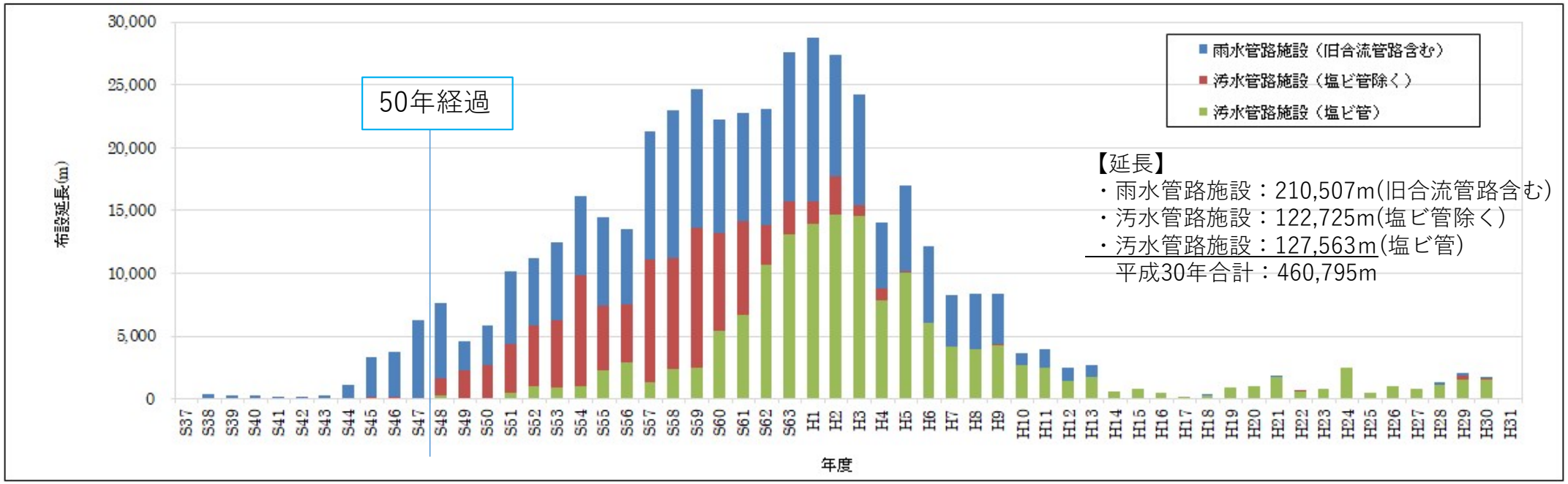

耐用年数：50年　⇒　耐用年数を経過する管渠が今後増加する

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（１）将来的な事業環境

【参考①管渠清掃】広報９月号記事より抜粋

【実績参考】（税込み）
- 令和元年度：36,902m、11,330,000円
- 令和２年度：35,993m、11,440,000円
- 令和３年度：36,293m、12,056,000円

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（1）将来的な事業環境

○１ｍ延長の工事費用比較（令和3年度実績）
・開削工法：201千円/ｍ（4ｍ深掘、舗装1層）
・更生工法： 96千円/ｍ

【参考②更生工法】完了報告書より抜粋

カメラ調査(クラック・浸入水箇所発見) ⇒ 事前処理工・止水工 ⇒ 部分更生 or 管路更生

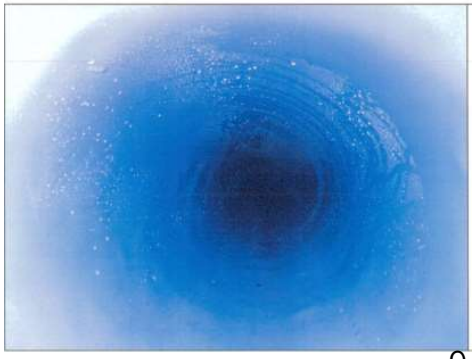

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（1）将来的な事業環境

【参考③緊急度ランク】公共下水道ストックマネジメント計画（令和元年度策定）資料より一部抜粋

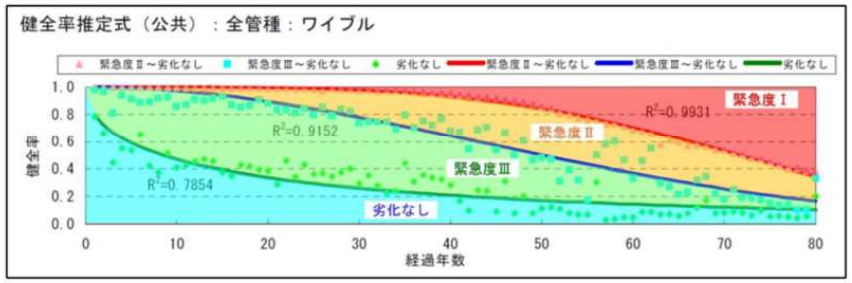

図 4-1.6　国土技術政策総合研究所の全管種の健全率予測式（健全率曲線）

出典：国土交通省「**下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（平成 27 年 11 月）付録Ⅵリスク評価例（管路施設）**」付録Ⅵ-6

表 4-1.11　国土技術政策総合研究所の全管種の経過年数に対する各緊急度ランクの占める割合

経過年数（年）	劣化なし	緊急度Ⅲ（%）	緊急度Ⅱ（%）	緊急度Ⅰ（%）
0	100.0	0.0	0.0	0.0
1	79.8	20.1	0.0	0.0
2	72.3	27.6	0.1	0.0
3	67.0	32.8	0.2	0.0
4	62.7	36.8	0.4	0.0
5	59.2	40.1	0.7	0.0
…	…	…	…	…
95	7.6	0.0	5.0	87.4
96	6.9	0.0	4.7	88.4
97	6.2	0.0	4.4	89.4
98	5.5	0.0	4.2	90.3
99	4.9	0.0	4.0	91.2
100	4.3	0.0	3.7	92.0

出典：国土交通省「**下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（平成 27 年 11 月）付録Ⅵリスク評価例（管路施設）**」付録Ⅵ-6

表 4-1.11 のうち、当面 5 年程度に修繕・改築が必要となるのは、緊急度Ⅰと Ⅱに該当する。

なお、本市独自の TV カメラ調査データを基にした緊急度ランクの割合と健全率予測式を以下の図表に参考として示す。

表 4-1.13　本市の全管種の経過年数に対する各緊急度ランクの占める割合（TV カメラ調査ベース）

経過年数（年）	劣化なし	緊急度Ⅲ（%）	緊急度Ⅱ（%）	緊急度Ⅰ（%）
6	100.0	0.0	0.0	0.0
9	0.0	68.5	31.5	0.0
10	100.0	0.0	0.0	0.0
11	0.0	100.0	0.0	0.0
12	31.5	68.5	0.0	0.0
…	…	…	…	…
44	20.3	79.7	0.0	0.0
45	100.0	0.0	0.0	0.0
47	28.5	71.5	0.0	0.0
48	20.7	66.8	12.5	0.0
49	35.8	64.2	0.0	0.0
50	100.0	0.0	0.0	0.0

※上記は汚水幹線を主体とし平成30年度まで12.13km分

○緊急度Ⅰ・Ⅱの率は国の緊急度割合よりも比較的低い傾向
○経年年数が多くとも、緊急度が高いわけではない
　⇒緊急度の把握のためカメラ調査を継続し、下水管の状況を把握
　　⇒「安全の確保」並びに「必要な修繕や改築更新」に繋がる

３．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（２）基本的方針～経営戦略（公共下水道・令和２年度策定）より～

「将来にわたり持続する下水道事業」

1.投資方針:「計画的な下水道の整備と維持管理の推進」

⇒ ストックマネジメント計画等に基づいたⓐ設備投資の平準化を推進し、
ⓑライフサイクルコストの低減とともに、ⓒ施設の安全確保と長寿命化を図る。

2.財政方針:「経営基盤の強化」

⇒ 使用料の定期的な見直し等によるⓓ収入の確保、並びに施設の長寿命化等による
ⓔ将来費用の抑制によって、健全な経営の維持に努める。

具体的な取組として・・・

ⓐ年度事業額を250,000～300,000千円と設定し、計画的な事業実施を図る

ⓑⓒ効率的な修繕等を行い、管渠の耐用年数50年⇒目標供用年数75年とする
重要幹線のカメラ調査を継続し、令和７年度に改築更新計画（汚水管）を策定する
合流改善事業の継続とともに、ポンプ場等、施設の耐震化を進め安全を確保する

ⓓ使用料の定期的な見直し（審議会等）や地方交付税確保に向けた起債活用の継続

ⓔ管渠カメラ調査等に基づく効率的な投資による費用削減や各種経費の削減

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（3）収支見通しについて

①施設の整備計画等

令和５～９年度（予定額）

○合流改善事業※1（栄町地区）　647,000千円※2
　　87,000千円※3

○ストックマネジメント事業　　281,000千円※2
（改築更新計画策定・耐震化事業を含む）

○管渠等新設・改築事業(更生工法を含む)、国道12号線拡幅に伴う管渠等移設事業ほか　395,000千円

事業費を平準化し、年間250,000～300,000千円と計画する

※1　合流改善事業とは、河川に与える影響から下水道の合流管を汚水と雨水に分流している継続事業
※2　国の補助事業（１/２補助）
※3　合流改善事業に係る単独事業分

参考

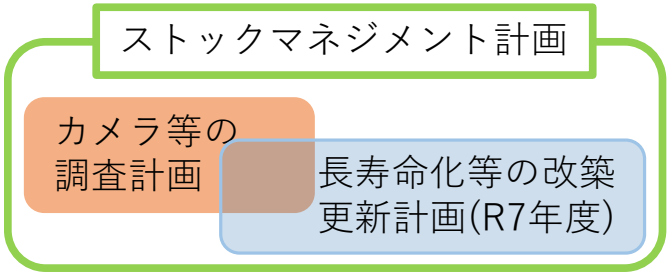

３．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（３）収支見通しについて

②施設の管理計画

・ストックマネジメント計画に基づいた幹線のカメラ調査業務による保全的な維持管理（継続）
⇒対象個所の特定により効率化

・ポンプ場の計器等、１件当たりの修繕費用が大きいものは年度毎に平準化し対応

③職員の配置予定

・事務職員2名、技術職1名、会計年度職員1名体制を維持（平成29年度以降：管理職⇒係長職）

④その他の取組

・老朽化した昭和51年竣工の滝川市下水処理センター（簡易終末処理場）の除却（令和8年度以降）

・起債償還期間を短縮し支払利息を抑制

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（４）財政収支計画の概要

①収益的収支

使用料算定期間

（単位：千円）税抜

区分			令和3年度 決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	927,113	903,348	896,639	887,627	879,294	869,377	859,430	850,878	840,767	830,330
		(1) 料金収入	697,888	687,907	679,652	671,496	663,438	655,477	647,661	639,840	632,162	624,576
		(2) 他会計負担金その他	229,225	215,441	216,987	216,131	215,856	213,900	211,769	211,038	208,605	205,754
		2．営業外収益	324,366	326,131	325,279	336,338	328,747	328,390	326,015	321,298	326,183	318,450
		(1) 補助金	14,212	10,545	10,545	22,345	10,545	15,545	10,545	10,545	22,345	23,045
		他会計補助金	10,213	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545
		その他補助金	3,999			11,800		5,000			11,800	12,500
		(2) 長期前受金戻入	310,154	315,540	314,688	313,947	318,156	312,799	315,424	310,707	303,792	295,359
		(3). その他		46	46	46	46	46	46	46	46	46
		収入計 (A)	1,251,479	1,229,479	1,221,918	1,223,965	1,208,041	1,197,767	1,185,445	1,172,176	1,166,950	1,148,780
	収益的支出	1．営業費用	1,086,890	1,116,197	1,142,100	1,149,762	1,167,262	1,355,995	1,160,494	1,154,664	1,177,030	1,175,547
		(1) 職員給与費	11,034	17,829	17,429	17,629	17,850	16,686	17,344	18,324	17,931	18,305
		基本給	11,034	17,829	17,429	17,629	17,850	16,686	17,344	18,324	17,931	18,305
		退職給付費										
		その他										
		(2) 経費	258,695	272,455	292,884	307,007	317,600	513,442	312,835	311,694	342,740	351,822
		流域下水道管理費	161,545	169,580	173,606	182,084	193,476	199,878	201,225	207,958	214,946	222,231
		業務費	36,088	37,500	58,810	40,124	40,124	40,124	40,124	39,562	39,562	39,562
		管渠費	43,957	38,354	38,619	62,744	53,206	250,823	40,557	41,029	64,903	66,463
		ポンプ場費	9,212	11,314	10,599	10,775	11,296	11,290	11,520	11,769	11,927	12,139
		その他	7,893	15,707	11,250	11,280	19,498	11,327	19,408	11,377	11,402	11,427
		(3). 減価償却費	817,161	825,913	831,787	825,126	831,812	825,867	830,315	824,646	816,359	805,420
		2．営業外費用	71,301	58,889	47,981	40,653	33,304	28,862	24,790	22,311	21,263	19,615
		(1). 支払利息	70,937	58,889	47,981	39,553	33,304	28,362	24,790	22,311	20,163	18,415
		(2) その他	364			1,100		500			1,100	1,200
		支出計 (B)	1,158,191	1,175,086	1,190,081	1,190,416	1,200,566	1,384,858	1,185,284	1,176,975	1,198,293	1,195,162
	経常損益 (A)-(B) (C)		93,288	54,393	31,837	33,549	7,475	△ 187,091	161	△ 4,799	△ 31,343	△ 46,382
特別利益 (D)			11,378	11,400	6,850	4,575	4,575	4,575	4,575	4,575	4,575	4,575
特別損失 (E)			3,378	4,301	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
特別損益 (D)-(E) (F)			8,000	7,099	2,050	△ 225	△ 225	△ 225	△ 225	△ 225	△ 225	△ 225
当年度純利益（又は純損（C)+(F)			101,288	61,492	33,887	33,324	7,250	△ 187,316	△ 64	△ 5,024	△ 31,568	△ 46,607
繰越利益剰余金又は累積欠損金			384,147	445,639	479,525	512,850	520,100	332,784	332,721	327,697	296,129	249,522

終末処理場の除却関係費用を、令和7～8年度に概算額213,000千円計上。

上記を除き、使用料収入が維持できれば、使用料算定期間は、**概ね黒字維持が可能**な見込み。

3．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（4）財政収支計画の概要

起債残高の減少に伴い国からの交付税額が減少 ⇒ 他会計出資金が減少

②資本的収支

使用料算定期間

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和3年度 決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	298,700	319,300	226,000	220,500	199,000	224,500	214,500	184,500	197,000	177,000
		2．他会計出資金	180,435	188,722	161,190	135,880	108,038	82,141	59,916	34,029	11,030	
		3．他会計負担金	883	3,326								
		4．国（都道府県）補助金	213,423	145,036	102,500	85,000	94,000	90,000	92,500	92,500	85,000	100,000
		5．その他	440	1,494	317	317	317	317	317	317	317	317
		計 (C)	693,881	657,878	490,007	441,697	401,355	396,958	367,233	311,346	293,347	277,317
	資本的支出	1．建設改良費	532,764	472,615	351,026	327,032	327,032	327,032	327,032	297,032	297,032	297,032
		整備事業費	512,727	419,684	282,796	272,878	273,664	272,437	272,877	243,867	243,509	243,949
		流域下水道費	7,915	46,042	61,026	47,032	47,032	47,032	47,032	47,032	47,032	47,032
		人件費	12,122	6,689	7,204	7,122	6,336	7,563	7,123	6,133	6,491	6,051
		2．企業債償還金	592,349	624,860	610,560	555,335	692,838	712,321	740,892	571,108	526,548	484,191
		3．その他		500	500	500	500	500	500	500	500	500
		計 (D)	1,125,113	1,097,975	962,086	882,867	1,020,370	1,039,853	1,068,424	868,640	824,080	781,723
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			431,232	440,097	472,080	441,170	619,015	642,894	701,191	557,294	530,732	504,406
補填財源残額			510,347	617,323	687,752	782,589	709,507	416,697	262,533	235,661	208,085	187,965
企業債残高			5,667,629	5,362,069	4,977,509	4,642,673	4,148,835	3,661,015	3,134,623	2,748,015	2,418,468	2,111,276
（参考）人件費総額（①+②）			23,156	24,518	24,633	24,751	24,186	24,249	24,467	24,457	24,422	24,356
現金預金残高			926,555	1,056,709	1,174,671	1,312,899	1,248,800	944,627	791,475	774,934	753,320	738,971
流動比率			145.0%	169.3%	206.0%	185.8%	172.2%	126.1%	136.3%	144.2%	151.9%	175.1%

・算定期間中における起債償還額のピークは令和9年度となるが、**流動比率100％を確保。資金繰りに問題はない。**
・**補填財源の不足はない。**期間後の令和12年度同残高が現預金と共に底となるが、企業債元利償還額が減少しその後改善する。

３．収支見通しに基づく使用料改定の検討
（４）財政収支計画の概要

③変動要素として

ⓐ使用料の変動リスク（想定以上の人口の流出や大口取引先の減少など）

・流域下水道管理費及び業務費（中空知広域水道企業団への業務委託）

ⓑ管渠費やポンプ場に関する維持管理費の変動リスク

・資材、労務単価及び電気代の高騰については、令和3年度比15.8～17.2％増を令和４年度に概算計上し、その後年度においては1.2～1.3％の上昇を計上

⇒ⓐⓑともに最大計上によるリスクヘッジ

ⓒ令和７年度策定予定の改築更新計画に伴う建設事業の増加リスク

⇒繰越利益剰余金の減債積立によって、補填財源の確保が可能で算定期間中最大500百万円の追加対応可能だが、後年の収支が悪化するため、具体的な建設事業費上限額対応が必要（最大9百万円の減価償却費用増加が50年間計上となるため）

４．収支過不足の検証
（１）経営的判断によるもの

①滝川市下水処理センター（簡易終末処理場）除却関係費用の取扱い

【推計：213,000千円】都市計画変更、軽濃度PCB処分、解体費用
･･･費用の対応として･･･
～令和2年度策定・経営戦略（公共下水道事業）より抜粋～
「４.投資・財政計画（収支計画）
（３）投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要
②今後の財源についての考え方・検討状況
その他の取組：施設の解体や除却による一時的な支出の増大費用は、
計画的に未処分利益剰余金や積立金等での対応を予定する。」

⇒令和３年度末の繰越利益剰余金384,147千円
⇒内部留保対応とし、下水道使用料を充当すべき汚水処理経費に算入しない
⇒下水道法第20条第２項第２号「能率的な管理の下における適正な原価をこえないこと。」における非能率的管理における使用料転嫁の禁止

４．収支過不足の検証
（１）経営的判断によるもの

②使用料に福祉減免分（一般会計からの補助金）を加味した算定の取扱い

～滝川市下水道条例（昭和57年３月31日条例第12号）（抜粋）～
第38条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の一部を減額し、又は全部を免除することができる。
２　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する者であって、その用途が家事用であるときは、使用料を規則で定める額に減額することができる。
（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受ける者
（２）　70歳以上の単身者で、規則で定める要件に該当するもの
（３）　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者で、規則で定める要件に該当するもの
３（略）

福祉の増進と生活の安定を図ることを目的に、上下水とも減免される。申請を行い該当した場合、家事用が福祉用となり、下水道の基本使用料が710円（608円（税込）減額）となる。

⇒福祉制度として減額された使用料相当額は、一般会計が他会計補助金として下水道会計へ繰入することとなっており、実質的に経営への影響はない
⇒制度の趣旨からも、本来受け取るべき使用料として算定する

４．収支過不足の検証
（２）今後の見通しを踏まえた経費回収率の検証

①使用料及び対象経費について

〇 公費と私費の分担区分

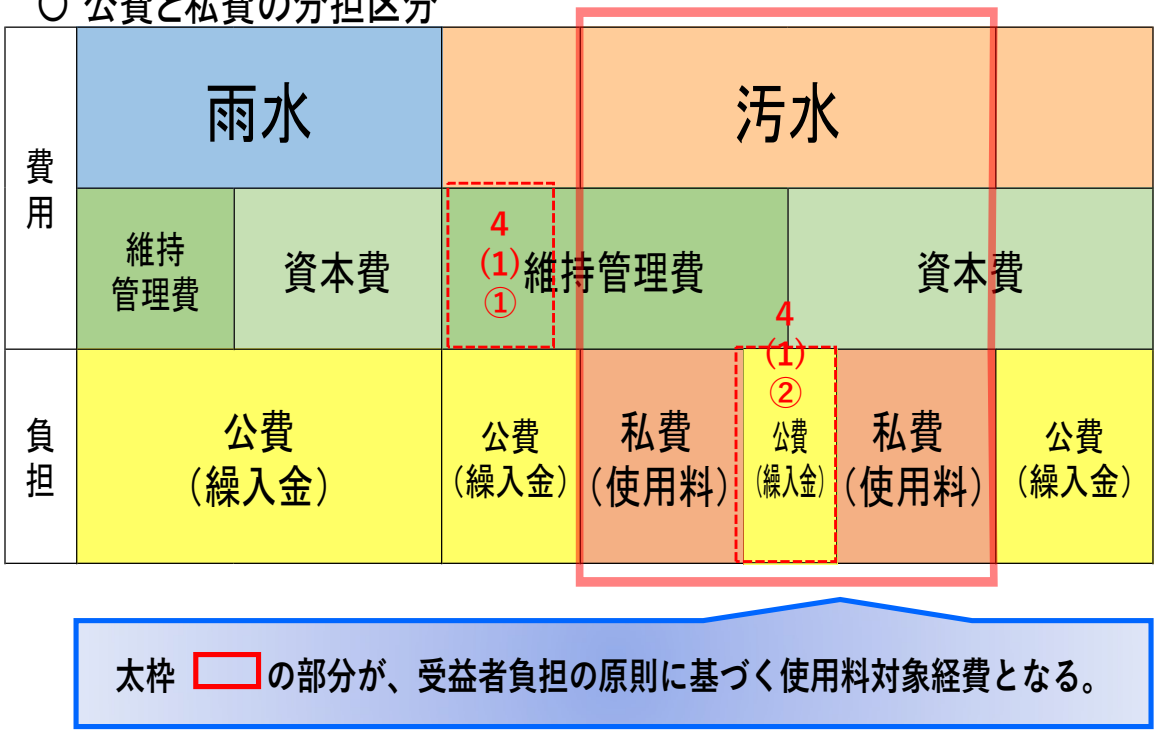

太枠 □ の部分が、受益者負担の原則に基づく使用料対象経費となる。

～【再掲】１（３）使用料の基本的考え方より～

〇公費と私費の負担区分

・雨水処理に係る経費　＝　公費（滝川市）

・汚水処理に係る経費　＝　私費（下水道使用者）

汚水処理に係る経費等に対し一部を公費負担

ex.）福祉料金の適用により減額された使用料基本料金相当額、職員の児童手当など

※資本費とは、借入利息と資産の減価償却費を合わせた額をいいます。

４．収支過不足の検証
（２）今後の見通しを踏まえた経費回収率の検証

②経費回収率の見通し

（税抜）

項目＼年度	使用料対象算定期間（千円） R5	R6	R7	R8	R9
a･･･使用料+福祉減免相当額	690,197	682,041	673,983	666,022	658,206
b･･･汚水処理費用－旧終末処理場除却経費	663,206	665,138	658,354	662,959	662,891
経費回収率･･･a/b	101.7%				
使用料不足率	0.0%				

③検証のまとめ

・一時的な終末処理場の除却関係費用を除き、使用料収入が維持できれば、使用料対象算定期間は、概ね黒字を維持出来る見通し。
・３（４）②のとおり、流動比率も100％を維持、補填財源も確保することが出来る見通し。
・令和５年度～令和９年度までは経費回収率は100％を維持できる見通し。
・次期使用料算定期間（令和10年度以降）においては、３（４）①のとおり収益的収支で損失が発生する見込であるが、今回使用料算定期間での実績を踏まえ、令和13年度以降の収支も考慮した上で、次回使用料算定期間における使用料改定の必要性に関する検討が改めて必要とされる。